

# コンサルティングのご紹介

2018年10月更新

# 国際税務セカンドオピニオン契約

移転価格税制を含む国際税務に関する顧問契約です。現在の税理士はそのままに、国際税務に関するアドバイスが欲しい企業様向けのサービスです。

## 【プラン（税抜）】

	Lプラン	Aプラン	Bプラン
月額料金（税別）	15～24万円	10～12万円	8万円
ローカルファイルの新規作成	○	—	—
（一通り完成した）ローカルファイル等のレビュー	○	○	—
確定申告書（国際税務部分）のレビュー	○	○	—
海外寄付金対策	○	○	○
国際税務・財務に関する日常相談	○	○	○
税務調査時のアドバイス	○	○	○

※契約期間は1年間です（文書は6ヶ月程度で一通り完成します）

※Lプランの料金は作成するローカルファイルの数によって変動します

（ローカルファイル1つ：15万円 2つ：18万円 3つ：21万円 4つ以上：24万円）

※データベース料等の実費は別途必要です

※顧問先様限定のニュースレターで、最新情報や事例をお届けします

※契約期間中は当事務所主催の移転価格セミナーに無料でご参加いただけます（1回につき3名様まで）

※料金・プランは上記の通りです。価格交渉はご遠慮下さい

◇オプションサービス（※国際税務セカンドオピニオン契約締結企業様限定 金額は消費税別）

- ・移転価格に対する社内勉強会（15万円）

移転価格税制は親子で利害が対立する問題です。第三者的立場から社内勉強会を開催することにより、管理部門以外の方の理解を得やすくなります

- ・マスターファイルの新規作成（月額料金に5万円を加算）

マスターファイルを新規作成し、次年度以降は自社で更新できるようご支援します

- ・国別報告書の新規作成（月額料金に5万円を加算）

国別報告書を新規作成し、次年度以降は自社で更新できるようご支援します

# ローカルファイルの代行作成のデメリット

## 1. ノウハウの蓄積が不十分になる

ローカルファイルの作成をコンサルタントに外注すると文書作成過程にブラックボックスが生じます。完成したローカルファイルについての説明を受けただけでは理論的背景や細かい実務についての理解が不十分となる可能性が高いです。

ローカルファイルの内容を税務当局に説明するのは御社自身なので、採用されなかった独立企業間価格算定方法なども含め、しっかりとローカルファイルの内容を理解しておく必要があります。

## 2. 年度更新のたびにコストがかかる

ローカルファイルは毎年更新が必要な書類です。ローカルファイルの中身についての理解が不十分な場合、毎年、外部コンサルタントに依頼せざるを得なくなり、結果的にコスト増となります。

## 3. 日常対応ができない

ローカルファイルの作成は移転価格対応の一部に過ぎません。下記のような細々した日常業務については、外部のコンサルタントがその都度対応することが難しいため、社内に移転価格税制に関するノウハウを蓄積しておくことが重要です。

<日常的な移転価格対応の例>

- ・新しく始まる海外子会社との取引価格の設定
- ・商流変更が起きた場合の移転価格リスクの検討
- ・利益率レンジからの逸脱が起きそうな場合の対応
- ・来期の予算、経営計画に移転価格上のリスクがないか検証
- ・親子ローンの金利、海外出張旅費の負担関係などの寄付金リスクへの対応



ローカルファイルの作成を単に外注するのではなく、  
移転価格税制に対応できる社内体制を整備することが重要

# コンサルティングコンセプト

## 「移転価格対応の内製化支援」

◇移転価格税制に対応できる社内体制を構築することにより、移転価格リスクと対応コストの両方を継続的に低減するためのコンサルティング

- ・対面コンサルティング
- ・社内研修会による全社的協力の獲得（オプション）
- ・経理部門以外の方との打ち合わせ
- ・電話・メール・スカイプによるフォロー
- ・テンプレート等のツール提供
- ・動画講座の配信による関連知識の補強

上記を組み合わせることで実施することにより、効果的かつ効率的に「移転価格税制に関する理論的背景と実務の理解」、「最適な独立企業間価格算定方法によるローカルファイルの作成」、「移転価格税制に関する全社的な合意形成」を達成する独自手法です。ローカルファイルに「どのように記載するのか」ではなく、「なぜそのように記載するのか」をご理解いただけるようにご支援致します。

### 【コンサルティング項目】

- ・事業概要、親子間取引等についてのヒアリング
- ・移転価格税制の基礎、各独立企業間価格算定方法についての解説
- ・機能とリスクの分析・無形資産の有無、取り扱いの決定
- ・移転価格計算方法の決定・切り出し損益の作成
- ・比較対象企業の選定（データベースからの抽出）
- ・価格調整金や取引価格変更が発生する場合の対応方法の決定
- ・ローカルファイルの作成（文書化）・経理部門以外の関係者との打ち合わせ
- ・年度ルーチン作業の決定・税務調査時の注意ポイントの確認
- ・海外出張旅費等の各種寄付金対策（次ページ）

### < 実用新案権取得 >

ローカルファイルを企業の代わりに作成するのではなく、企業自らがローカルファイルの更新ができるようになることを目的としたコンサルティングメソッド等について当事務所は実用新案権を取得しています。

< 実用新案登録 3212309 号 考案の名称：移転価格文書作成内製化コンサルティングシステム >

（他の税理士法人、税理士事務所が移転価格対応の内製化を目的としたコンサルティングを実施するためには当事務所との使用許諾契約が必要となります。）



押方移転価格会計事務所

# 海外寄付金対策

- ☑海外子会社への出張旅費（グループ内役務提供）
- ☑海外出向者への給与負担金
- ☑海外子会社への貸付金利（親子ローン）
- ☑特許権などの使用料（ロイヤリティー）

など、海外子会社への寄付金認定リスクがある各項目全般を精査する対策です。

## <各項目の対策例>

- ・海外子会社への出張旅費（グループ内役務提供）

出張の内容を検討し、海外子会社に請求すべきものと日本本社の負担で問題ないものとの区分を行います。出張報告書や稟議書への記載内容を経理部門の方がチェックするように業務フローを変更することも検討します。

出張の目的や業界の慣行について詳しく調査することにより、子会社への請求額（あるいは自己否認額）ができるだけ少なくなるようご支援致します。

- ・海外出向者の給与負担金

海外子会社に出向している方の負担金が法人税法基本通達 9-2-47（給与較差補てん）と説明できるかどうかの確認を行います。寄付金認定リスクが大きい場合は、負担額の変更や海外赴任規定の改定等をお願いする可能性があります。

- ・親子ローンの金利、ロイヤリティー等

海外子会社への貸付金からの利息や、無形資産の使用料（ロイヤリティー）、海外展示会の費用負担、海外子会社への研修費用の負担関係など、その他の寄付金認定リスクについても適切な処置を講じます。

# その他の国際税務及び財務

移転価格税制、海外子会社への寄付金規定以外の国際税務（外国子会社合算税制、源泉徴収、消費税など）及び財務関係のご相談も承ります。

# コンサルティングの流れ

## 1. ご契約

コンサルティング内容についての疑問解消後、契約を締結します。

## 2. 移転価格研修会（オプション）

移転価格税制に関する社内研修会で経理部門以外への協力を呼びかけることをお勧めします。移転価格税制に関する基礎的事項を解説した動画講座もお渡ししますので、基礎知識の補強にご活用下さい。

## 3. ヒアリング

御社を訪問し必要事項のヒアリングを1～2回行います。ヒアリング後にローカルファイルのテンプレートをお渡しします。海外寄付金対策が必要な項目の洗い出しも同時に行います。

## 4. ローカルファイルの作成、海外寄付金対策

電話、メール、必要に応じ対面でのコンサルティングを繰り返すことにより、ローカルファイルを作成していきます。次年度以降は自力で年度更新ができるようにご支援します。海外寄付金対策も同時並行で行います。

## 5. データベースの取得→比較対象企業の選定

御社、データベース会社、当事務所の三者が集まり、比較対象企業候補となる企業データを取得します。取得したデータから比較対象企業を具体的に絞り込む方法は、後日お伝えします。

## 6. 社内報告会→今後の課題の明確化

ローカルファイルがほぼ完成した段階で社内報告会を行い、継続的に移転価格税制及び海外寄付金課税に対応していくための課題を明らかにし、経営陣や関係各部門にもご参加いただいた上で、対応策を考えます。

## 7. 日常相談、ローカルファイル等のレビュー、税務調査時の助言

ご契約期間中は国際課税に関する日常相談に応じるとともに、年度更新したローカルファイル等のレビュー、確定申告書（国際課税部分）のレビュー、税務調査時のアドバイス（国際課税部分）を実施します。